

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 介護保険料の 納付が困難な方へ

次のような事情により、保険料の納付が困難になった場合には、保険料が減免される場合があります。

### 対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(以下「世帯主」という。)が死亡し、または重篤な傷病を負った場合。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の(ア)および(イ)に該当する場合。
  - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害補償等により補てんされるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
  - (イ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

### 減免の内容

- ① 同一世帯に属する第1号被保険者の保険料額の全部。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 後期高齢者医療保険料の 納付が困難な方へ

次のような事情により、保険料の納付が困難になった場合には、保険料が減免される場合があります。

### 対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(以下「世帯主」という。)が死亡し、または重篤な傷病を負った場合。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する場合。
  - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害補償等により補てんされるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
  - (イ) 前年の合計所得金額が1千万円以下である。
  - (ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

### 減免の内容

- ① 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部。

② 所得減少の程度に応じ、減免される保険料額の計算を行います。

**減免の適用** 2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている令和元年度分と令和2年度分の保険料。

### 必要書類

- ① 世帯主が死亡したことを証する書類または身体障害者手帳、医師の診断書、心身に重大な障害を受けたことを証する書類。
  - ② 世帯主が行う事業等における著しい損失が生じたことを証する書類、確定申告書の控えの写しまたは収入が確認できる書類。
    - ・世帯主が事業等の廃止をしたことを証する書類。
- 申請書類** 市ホームページに掲載しています。また、介護・ながいき課にも備えています。
- 申請方法** 申請を希望する場合は、必ず事前に介護・ながいき課までご連絡の上、必要書類を記入し、その他必要な書類を添えて同課窓口まで提出してください。
- 問い合わせ** 介護・ながいき課 資格・給付係 ☎22-1793

② 所得減少の程度に応じ、減免される保険料額の計算を行います。

**減免の適用** 2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている令和元年度分と令和2年度分の保険料。

### 必要書類

- ① 世帯主が死亡したことを証する書類または身体障害者手帳、医師の診断書、心身に重大な障害を受けたことを証する書類。
  - ② 世帯主が行う事業等における著しい損失が生じたことを証する書類、確定申告書の控えの写しまたは収入が確認できる書類。
    - ・世帯主が事業等の廃止をしたことを証する書類。
- 申請書類** 徳島県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載しています。また、保険年金課にも備えています。
- 申請方法** 申請を希望する場合は、必ず事前に保険年金課までご連絡の上、必要書類を記入し、その他必要な書類を添えて同課窓口まで提出してください。
- 問い合わせ** 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666(徳島市川内町平石若松78番地1) 保険年金課高齢者医療係 ☎22-8064



## 中小事業者等に対する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の軽減措置について

本市に償却資産および事業用家屋を所有しており、かつ新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度の固定資産税を軽減します。

### 軽減対象資産

中小事業者等の所有する償却資産および事業用家屋。なお、土地および事業用でない家屋は対象になりません。

### 軽減率

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率が50%以上は全額免除、30%以上50%未満は2分の1に軽減されます。

### 必要書類

認定経営革新等支援機関等\*が確認した申告書の

原本および同機関に提出した書類一式のコピー(収入減を証明する書類、軽減対象家屋の事業用割合を示す書類など)

\*税理士、中小企業診断士、商工会議所、金融機関など

### 受付期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)  
郵送の場合は2月1日(消印有効)

### 受付場所

税務課

\*詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**問い合わせ** 税務課 固定資産税第二係 ☎22-1114

## 新型コロナウイルス関連情報を 早く、正確に、分かりやすく

新型コロナウイルスに関する市内感染状況や支援など市政情報を阿南市LINE公式アカウントから発信します。ぜひご登録ください。

**アカウント** LINE ID: @anancity  
表示名: 阿南市



### 登録(友だち追加)の方法

- ① IDから: 「友だち追加」画面から、「ID検索」で「@anancity」を検索し、登録してください。
- ② 2次元コードから: 「友だち追加」画面から、上の2次元コードを読み取り、登録してください。

**問い合わせ** 秘書広報課 ☎22-1110

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金の適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間が、令和2年12月31日(木)までに延長されました。

### 国民健康保険の申請先および問い合わせ

保険年金課 ☎22-1118  
\*支給対象者、支給額等については、市ホームページをご覧ください。

### 後期高齢者医療制度の問い合わせ

保険年金課 ☎22-8064  
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666

\*申請を希望する場合は、必ず事前にご連絡の上、申請してください。

支援金・給付金等を装った詐欺に注意! 不審な電話などがあった場合はご相談ください。